

令和7年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】 令和7年12月23日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時05分

【場所】 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室

【出席委員】

教育長 落合 隆

委 員 野村 浩子

委 員 西井 孝明

教育長職務代理者 芳川 玲子（オンライン参加）

委 員 森川 多供子

委 員 坂口 緑（オンライン参加）

【出席職員】

教育次長 田中 一平

総務部長 佐藤 佳哉

教育政策室長 岩上 淳

教育環境整備推進室長 吉永 太

職員部長 宮川 匡之

職員部担当部長 西田 寛

学校教育部長 北川 友明

健康給食推進室長 五十嵐 美保子

生涯学習部長 大島 直樹

総合教育センター所長 大野 恵美

庶務課長 細見 勝典

庶務課担当課長 森 達也

教育政策室担当課長 堅月 基

庶務課課長補佐・庶務係長 瀧澤 和義

支援教育課長 森 真二

支援教育課担当課長 伊藤 琢也

庶務課担当係長 江上 史雄

庶務課職員 曾根 一真

教職員人事課担当課長 葛山 久志

教職員人事課担当係長 真田 良子

文化財課課長補佐 小柳津 貴子

教職員企画課担当課長 田中 誠志

指導課担当課長 山本 大

指導課指導主事 塚野 剛史

教職員人事課担当課長 井汲 真佐子

教職員人事課担当係長 郷原 修

庶務課課長補佐 高木 直子

庶務課職員 関橋 正貴

【署名人】

教育長職務代理者 芳川 玲子

委 員 野村 浩子

(1 4 時 0 0 分 開会)

1 開会宣言

【落合教育長】

それでは、ただいまから定例会を開会いたします。

本日は、芳川教育長職務代理者及び坂口委員がオンラインで参加されておりますが、「川崎市教育委員会会議規則」第4条第3項の規定により、芳川教育長職務代理者及び坂口委員は会議に出席しているものとみなし、「教育長及び在任委員の過半数」である4名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

2 開催時間

【落合教育長】

本日の会期は、14時から15時15分までといたします。

3 会議録の承認

【落合教育長】

10月の定例会の会議録を事前に配付し、御確認いただいていると思いますが、承認してよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、承認いたします。

4 傍聴（傍聴者 0名）

【落合教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

それでは、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【落合教育長】

本日の日程は配付のとおりでございますが、報告事項No. 5は「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第1号に掲げる事項に該当する事項を含む事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第2号に該当するため、報告事項No. 6は、人事、賞罰等職員の身分取扱いに関する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第1号に該当するため、同条ただし書の規定により、非公開とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、これらの案件は、非公開とすることに決定いたします。

6 署名人

【落合教育長】

本日の会議録署名人について、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

芳川教育長職務代理者と野村委員にお願いいたします。

7 報告事項Ⅰ

報告事項No. 1 令和7年度川崎市教育委員会職員（理学療法士）採用選考の実施について

【落合教育長】

では、まず初めに、報告事項1に入ります。

報告事項No. 1「令和7年度川崎市教育委員会職員（理学療法士）採用選考の実施について」の説明を庶務課長からお願いします。

【細見庶務課長】

それでは、よろしくお願いいたします。

報告事項No. 1「令和7年度川崎市教育委員会職員（理学療法士）採用選考の実施について」御説明申し上げますので、お手元のタブレット端末のファイルナンバー01-1、報告事項No. 1をお開きください。

初めに、1、趣旨でございますが、障害の重度化・多様化が進み、児童生徒の医学的ニーズ、専門的支援の必要性が増加している中、特別支援学校において児童生徒の身体、生命の安全に係る業務を担う専門的な知識・技能・経験を有する人材を確保するため、正規職員としての理学療法士の採用選考を行うものでございます。

次に、2、選考基準及び採用予定人数等でございますが、選考区分の理学療法士とし、勤務地が市立特別支援学校等の理学療法士を若干名募集いたします。なお、採用後最初の配属は特別支援学校を想定しておりますが、その後は福祉部門等、特別支援学校以外の配属となる可能性もございます。

次に、3、採用年月日は令和8年4月1日でございます。

次に、4、申込受付期間は、令和7年12月17日水曜日から令和8年1月9日金曜日までWEBフォームにて受付いたします。

次に、5、選考日程等でございますが、令和8年1月25日日曜日に、川崎市役所南庁舎で記述式の専門考査と個別面接を実施いたします。

次に、6、合格発表でございますが、令和8年2月18日水曜日に、合格者に文書で通知するとともに、市ホームページに合格者の受験番号を掲載いたします。

最後に、7、選考案内の周知でございますが、市ホームページ及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を中心に、リハビリに関わる情報交換を目的とした専用情報サイト（PT-O-T-S Tネット）に掲載しております。

なお、報告事項No. 1資料として選考案内を添付しておりますので、後ほど御参照ください。説明は以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

理学療法士の採用選考についての御報告でしたけれども、何か御質問、御意見はございますでしょうか。

森川委員、お願いします。

【森川委員】

ありがとうございました。

東京都の養護学校ですと、言語聴覚士さんがいたりとか理学療法士さんが数年前からもいらっしやったと記憶しているんですが、これは川崎市初の理学療法士さんということですか。

【森支援教育課長】

初めてではなくて、現在も学校にはおります。

今、理学療法士がいる学校が中央支援学校と田島支援学校なんですけれども、それぞれ自立活動教諭の臨時的任用職員になりますから、そういった形で今まで採用してきたところであります。

なので、平成2年度くらいから専門職は置いていたところになるんですけれども、今回は行政職員として、教育委員会として職員を配置するということで採用するという形になります。

以上になります。

【森川委員】

ありがとうございます。

【落合教育長】

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、報告事項No. 1は終了といたします。

報告事項No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 2「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を庶務課担当課長からお願いします。

【森庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 2につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー02、報告事項No. 2をお開きください。

初めに、1、臨時代理した事項の（1）件名につきましては、川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

次に、（2）内容につきましては、健康保険被保険者証の廃止に伴い、保有個人情報開示請求書等の開示請求者の本人確認書類項目から健康保険被保険者証を削るものでございます。

次に、（3）施行期日につきましては、令和7年12月2日としたものでございます。

次に、2、臨時代理を行った日は、令和7年11月21日でございます。

次に、3、臨時代理に行った理由といたしましては、健康保険被保険者証が廃止されることに伴い、令和7年12月2日までに規則の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

報告事項No. 2の説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

具体的な中身につきましては、健康保険被保険者証の廃止に伴って、開示請求者の本人確認書類の項目を削るというようなことですが、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 2につきましては、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

全員挙手です。よって本件は承認することに決定いたします。

報告事項No. 3 令和7年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験（秋期選考）の結果に

ついて

【落合教育長】

では次に、「報告事項No. 3 令和7年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験（秋期選考）の結果について」の説明を教職員人事課担当課長からお願いいたします。

【葛山教職員人事課担当課長】

よろしくお願いいたします。

そうしましたら、ファイルナンバー03、報告事項No. 3のファイルを御覧ください。

令和7年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験（秋期選考）の結果について御報告させていただきます。

1、試験日程等につきましては、第1次試験は10月18日（土）、第2次試験は、一般選考及び特別選考Aは11月15日（土）、16日（日）、特別選考B及びCは11月1日（土）に実施いたしました。第2次試験の結果発表につきましては、12月3日（水）に、第2次選考試験受験者全員に結果通知を送付するとともに、市ホームページに合格者の受験番号を掲載いたしました。

2ページ目を御覧ください。

2、実施状況でございますが、小学校については、合格者30人で倍率は2.6倍でございました。中学校・高等学校については、各教科の合計になりますが、合格者14人で倍率は6.9倍、特別支援学校については、合格者3人で倍率は5.3倍となりました。全体の合計が合格者47人で、倍率は4.1倍となりました。

なお、合格者については、令和8年4月1日付けで採用予定となります。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。秋期選考の結果についての御説明でした。何か御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

西井委員、お願いいたします。

【西井委員】

大変御苦勞様でした。

おのおのの校種ごとに募集の人員に対してはちょっと足りていないんですけども、秋の採用を実施されて、かなり準備されてやってこられたと思うんですけど、手応えはどんな感じですか。

【葛山教職員人事課担当課長】

ちょっと申し上げづらいところがあるんですけども、小学校に関しましては、良い方が来られたかなという実感がございまして、中学校、それ以外に関して、基準を設けて選考しているものですから、合格者数が応募者数に対して至っていないというところは我々も認識しているところでございます。

【西井委員】

特に通常の採用の時期にプラスして続けられたわけですが、例えば中学校のところの専科のところで、もともと倍率が非常に低いというのかな、もう少ない科目もありますよね。英語だとか理科だとか、こういったところはやっぱり同じような傾向でしょうか。今おっしゃられた、少しやっぱり能力的にというか、採用者側の期待に応えにくい部分があるとか、そんな感じでしょうかね。

【葛山教職員人事課担当課長】

技術系科目のことですかね。そちらにつきましては、実は特別選考B、C、要は他都市で教員をやっている方ですとか、もともと川崎市の教員で何らかの理由で辞めて、またこちらで就職を希望している方に関しては、応募はしていたんですけども、一般選考と特別選考Aでは技術系科目の実技の評価のところでは今年度に関してはちょっと難しかったものでしたから、募集自体はしておりませんでして、こちらに関しては来年度改善したいなというところではあります。応募者自体が圧倒的に少ないと思うんですね。なので、そこは来年度の課題かなというところで、何らか選考を設けてやっていければなというふうには考えております。

【西井委員】

そうですね。何となく募集の数が非常に少ないなと思ったのと、関心を持ってもらえる方も逆に少なくなっちゃう傾向にあるんじゃないかなと思ったりするので、ぜひ、今回も結果のプロセスについての評価をきちんと行った上で、先ほどの冒頭が始まる前に報告のところにあったように、小学校だったものが少し中学校のところの専科のところの先生方のところで、技術というところに影響が出てきている傾向にありますので、ぜひレビューをしっかりとした上で、次回はちゃんと未充足数を解消していけるような、しっかりと採用活動していただければと思います。よろしくお願いします。

【落合教育長】

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

なかなか人がいない中なんですけど、そこでも課題となっている部分をしっかりと把握して、その課題の部分を少しでも改善する次の取組ができればいいかなというふうに思っております。

この結果について、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、報告事項No. 3は終了といたします。

報告事項No. 4 川崎市地域文化財顕彰制度における第8回川崎市地域文化財の決定について

【落合教育長】

次に、報告事項のNo. 4「川崎市地域文化財顕彰制度における第8回川崎市地域文化財の決定について」の説明を生涯学習部長からお願いします。

【大島生涯学習部長】

それでは、御説明いたしますので、お手元の資料ファイルナンバー 04-1 の 1 ページを御覧ください。

初めに、1、川崎市地域文化財顕彰制度の概要について、(1) 趣旨でございますが、川崎市内で市民生活、市民文化や地域風土に根差して継承されてきた文化財を、川崎市地域文化財として顕彰し、記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくりに寄与することを目的として、平成 29 年 12 月に創設したものでございます。

(2) 地域文化財の対象は、法令・条例により指定・登録等がされていない文化財でございます。

(3) 地域文化財候補の選出及び決定につきましては、市民団体等から候補となる文化財の推薦を受け、教育委員会事務局文化財課で精査し、文化財審議会での意見聴取を経て、教育長が決定するものでございます。

続いて、2、第 8 回地域文化財の決定についてでございますが、令和 7 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までを募集期間として推薦を募ったところ、34 件の推薦がございました。推薦された文化財について、現地調査や所有者へのヒアリング等を実施し、内容を精査した上で、今回、34 件を決定したものでございます。

なお、本日の教育委員会への報告後、市議会への報告及び報道機関への公表を予定しております。

2 ページを御覧ください。この度決定いたしました地域文化財 34 件の一覧でございます。資料右側の写真とともに幾つか御紹介をさせていただきますと、一覧表左の整理番号 1 番は高津区の龍臺寺の木造隨身像です。本来は神社に祀られる神像ですが、神仏習合だった江戸時代中期、近くの神社を管理していた龍臺寺の住職の祈願によりつくられたもので、当時のこの地域における寺と神社の関係を知る上で貴重なものでございます。

11 番は、J R 川崎駅東口駅前広場に建てられている石敢當です。石敢當は、道端に置かれる魔よけの石造物で、沖縄に多く見られます。昭和 34 年の宮古島台風により被害の大きかった沖縄諸島に向け、川崎市議会が市民に呼び掛けて集めた 1 万ドルの義援金の返礼として、琉球政府から贈られたものです。昭和 45 年に川崎市と沖縄の友好親善と文化交流の絆の証として建てられました。

19 番の慈愛旗は、昭和初期、当時の朝日新聞社社会福祉事業団が、農繁期の託児所設置を推進するため、全国の優秀な託児所を選び、助成金とともに送った旗です。高津区上作延の南原小学校に地域の方から寄贈され、今回、学校からの地域文化財の推薦があったものでございます。田植や稲刈りなどで忙しい時期に、村の子どもたちを預かる臨時の託児所が設置されていたことが分かる貴重な資料でございます。

32 番の栗谷囃子は、多摩区の栗谷地区に、江戸時代から続くとされている祭り囃子です。囃子の調べに合わせ、仰向けに寝て足先で人形を操る「足踊り」が珍しく特徴的です。地元の須賀神社などのお祭りで披露されております。

紹介は以上でございますが、地域文化財は、制度創設以来、今回 8 回目の決定により、総数が 298 件となりました。今後もホームページや案内パンフレットなどによる普及啓発に努め、市民に身近な文化財への理解と関心を深めていただく取組を、引き続き推進してまいりたいと考えております。

なお、ファイルナンバー04-2、報告事項No. 4資料の1ページから5ページには、川崎市地域文化財顕彰制度要綱、また6ページ以降に昨年度発行しましたガイドブックを添付しており、これまでに決定した文化財が掲載されておりますので、後ほど御確認ください。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

地域文化財について、第8回の決定ということで、今回は34件決定して総数が298件となったというような御報告でしたが、何か御質問等はございますでしょうか。

では坂口委員、どうぞ。

【坂口委員】

ありがとうございます。

未指定の文化財ということで、ここで1年に30件程度認められたということで、恐らくこの後は県とか国とかそういったところにも検討の課題になっていく、今後、日本だったり県だっりの文化財になっていくという可能性を秘めたものだと思います。

年34件の申請があつて認められるという、非常によいペースだと思うんですけども、これをどんなふうの実現なさっているのか教えてください。小学校、寺社、そして歴史関連の団体からの推薦ということですが、そういったところにどんなふう呼び掛けていらっしゃるのかを教えてください。

【小柳津文化財課課長補佐】

ありがとうございます。

資料に添付をしております地域文化財のガイドブックですが、後半部分が募集案内の形になっておりまして、こういったものが決まりましたよということを広くお知らせをするということをしながら、次の文化財の募集については、ぜひぜひエントリーしてほしいということを併せて広報をするという手段を取っております。

また、特に今年度は学校からの推薦をいただいたところですが、やはりこの取組、実は地域学習にうまく使えるんじゃないかということを私どもでも考えておりまして、小学校のほうに、例えば周年行事とか、あるいは総合学習だとか、そういった形で児童の学習の成果として調べた文化財に推薦をしていただいて、その結果として決まりましたよということで児童たちの学習についてもやり遂げたという達成感を持ってもらうとか、地域のことを知っていただくという、そういったきっかけとして使えるようにということで、近年、学校にも校長会ですとか、社会科の研究会ですとか、そういったところで、こういったものをどうにか使ってくれるように広報を強化しているところでございます。

【落合教育長】

坂口委員、よろしいでしょうか。

【坂口委員】

よく分かりました。ありがとうございます。

【落合教育長】

学校のほうでも6年生が歴史を学習するときに、身近な歴史を探ろうなんて言って、地域を入れて歴史を感じるという、その導入としてすごく活用できるのではないかな、そこから深めていければいい学習なのかなというふうに思っております。

じゃあ、野村委員、どうぞ。

【野村委員】

ありがとうございます。

今、地域の子どものたちの学習にもつなげていけるというところで、やはり文化財として認めて終わりではなくて、そこからどう人に触れてもらうかという趣旨にもそうありますけれども、文化財が人をつなぐということで、どうやって皆さんに実際に見ていただくかというところがもっと価値を高めていくことにつながるかなと私も思います。ガイドブックも大変分かりやすくまとめていて、写真付きで親しみやすさを感じました。

一方で、本当に興味がある人は御自身でルートをつくって回られると思うんですけども、ぱっと見たときにどれだけの人に取っつきやすいかというところでいうと、例えばもう少し提案ルートになっていて幾つか順に回れるような順路が示してあったりだとか、あとは詳しい方が解説付きで回ってくださるような企画などがあれば、もう少し初心者の方でも一歩踏み出しやすいかなと思うんですが、その辺りは既に企画があったりしますでしょうか。

【小柳津文化財課課長補佐】

ありがとうございます。

いろいろとやりたいのはやまやまなんですけども、文化財課の職員体制がそれほど多くもないというところで、自分たちだけでというのはなかなか困難なところがあります。文化財課で持っている行政計画、策定を令和5年度末の教育委員会でも皆様に御審議いただきましたけれども、文化財保存活用地域計画の中で、文化財課だけが頑張る、所有者だけが頑張るということではなくて、いろんな連携の中でやっていこうということをしております。

そういった観点もございまして、昨年度は宮前区役所で地域文化財を巡るというようなツアーをつくってくれまして、そこに文化財課の職員が解説で参りまして御案内をするというような、そんなような取組も幾つか始めているところでございます。

【野村委員】

ありがとうございます。

【落合教育長】

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、報告事項No. 4は終了といたします。

8 議事事項

議案第24号 教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

【落合教育長】

続きまして、議事事項に入ります。

議案第24号「教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」の説明を庶務課担当課長、教職員企画課担当課長からお願いいたします。

【森庶務課担当課長】

それでは、議案第24号につきまして、御説明申し上げます。

初めに、今回の訓令改正の概要につきまして、教職員企画課担当課長から御説明申し上げます。

【田中教職員企画課担当課長】

教員特殊業務手当の改正概要につきまして、御説明いたしますので、議案第24号の資料を御覧ください。

改正概要についてでございますが、国における国庫負担金の算定基準の見直しとして、非常災害時等における教員特殊業務手当の支給要件、金額が変更されることに伴い、本市においても支給要件及び支給額を見直すものでございます。

表を御覧ください。

非常災害時の児童生徒の保護等につきましては、現行「6時間以上7,500円」を「4時間以上8,000円」に、「2時間以上6時間未満1,100円」を「1時間以上4時間未満4,000円」とするものでございます。児童生徒の負傷に伴う救急業務及び児童生徒に対する緊急の補導業務につきましては、現行「6時間以上7,000円」を「4時間以上8,000円」に、「2時間以上6時間未満900円」を「1時間以上4時間未満4,000円」とする、支給要件及び支給額の見直しを図るものでございます。

また、今回の見直しに併せて、「甚大災害時」を新たに設置し、「4時間以上1万6,000円」とするものでございます。甚大災害とは、災害対策基本法第24条の規定に基づく非常災害対策本部または同法第28条の2の規定に基づく緊急災害対策本部が設置される非常災害が対象となります。

概要についての説明は以上でございます。訓令の具体的な改正内容につきましては、引き続き庶務課担当課長より御説明申し上げます。

【森庶務課担当課長】

それでは引き続き、議案の詳細を説明いたします。

ファイルナンバー05-1、議案第24号をお開きください。

初めに、3ページを御覧ください。

制定理由でございますが、教員特殊業務手当の額を改定すること等のため、この訓令を制定するものでございます。

続いて、6ページを御覧ください。

先に関連して、教員特殊業務手当に関して規定している川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の別表抜粋を参考までにお示ししておりますが、詳細は後ほど御参照ください。

それでは、訓令改正の内容を新旧対照表で御説明いたしますので、4ページを御覧ください。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

初めに、第2条第1項第1号の改正でございますが、非常災害時等の緊急の業務に従事した時間が1時間以上に及んだときに手当を支給することとするものでございます。

続いて、第2条第1項第4号でございますが、同項第1号の改正に伴い、規定を追加するものでございます。

続いて、5ページを御覧ください。第2条第2項第3号の改正でございますが、手当の対象となる学校行事を明確化するものでございます。

続いて、第3条第1号の改正でございますが、非常災害時における生徒等の保護等の業務に従事した時間が4時間以上であるときは、手当を8,000円支給することとし、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置された非常災害時は、手当を1万6,000円支給することとし、4時間未満であるときは、手当を4,000円支給することとするものでございます。

続いて、第3条第2号の改正でございますが、生徒等の負傷、疾病等に伴う緊急の業務及び生徒等に対する緊急の補導の業務に従事した時間が4時間以上であるときは、手当を8,000円支給することとし、4時間未満であるときは、手当を4,000円支給することとするものでございます。

なお、附則において、この訓令の施行期日を令和8年1月1日とする旨を定めております。

議案第24号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。

教員の特殊業務手当に関する支給要件や支給額の見直しに関する議案ですけども、何か御質問ございますでしょうか。

西井委員、どうぞ。

【西井委員】

御説明ありがとうございます。

質問は2点ですけども、先ほどサマリー版の資料を見ますと、対象となるのは災害の発生時等で児童生徒の安全を守るという、そういう特別な職務の場合には支給することになってはいますが、要は学校の建物そのものというのは地域防災の対象物になっていて、その建物の管理者として校長先生や教頭先生が夜にそういう災害が、あるいは警報が出されて対応するようなケースがございますよね。そういう場合でもこれが支給されるものだというふうに考えていいのかというのが1点目の質問です。

それから二つ目の質問は、そういう臨時対応されるときの手当の今回改定される額というのは行政職の皆さんが対応されるときと同レベルになっているのかどうかということについてこの2点を教えてください。

【田中教職員企画課担当課長】

御質問ありがとうございます。

まず、1点目についてなんですけれども、基本的に教員の特殊業務手当については、児童生徒に対する指導など、児童生徒に関わることにに対する業務に対して支払うものがほとんどなんですけれども、こちらの非常災害時の特殊業務手当につきましては、避難所運営に教員が携わった場合についても対象にしております。つまり、地域の方が避難所として活用する場合に、施設管理者として携わった場合にも対象となります。

2点目についてなんですけれども、ちょっと正確には今手元にはないんですけども、あくまでこれは教員がこの業務に携わった場合というような形になります。

我々行政の場合は、特殊勤務手当ではなくて時間外にこのような避難所とか様々な業務に携わった場合については時間外勤務手当が支給されますので、ちょっと種類が違うというような形になります。

ただ、管理職につきましては、管理職特別勤務手当というもので、一部手当というような形で支給されるものでございます。

以上でございます。

【西井委員】

ありがとうございます。

まず、1点目の話は、令和6年度からの先生との対話でも意見として出ていたことなので、適切に対処していただいたのかなというふうに思います。

2点目の部分についても、おおむね対応される方々は管理職に当たる先生方がまず動かれると思いますので、ぜひ分かりましたら、それでまた教えていただいて、先生方に対しても適切になってきたよということは、ぜひ伝えていっていただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

【落合教育長】

ほかの点でいかがでしょうか。特にございませんか。大丈夫でしょうか。

ありがとうございました。

それでは、議案第24号につきましては原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

全員挙手です。よって本件は原案のとおり可決されました。ありがとうございます。

9 報告事項Ⅱ

報告事項N o. 5 いじめ防止対策推進法に基づく川崎市いじめ問題専門・調査委員会への諮問について

山本指導課担当課長が説明した。

報告事項N o. 5は終了した。

報告事項N o. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について

井汲教職員人事課担当課長が説明した。

報告事項N o. 6は終了した。

10 閉会宣言

【落合教育長】

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の定例会は終了といたします。

(15時05分 閉会)